インフルエンザに罹ったら

2023.5.31

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。

【出席停止期間の基準】

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで(下表参照)

							この日ま	この日までは必ず休んでください。		
最低	発症した後5	発症日	発症後	発症後	発症後	発症後	発症後	発症した後5日を		
基準	日を経過	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	経過した後		
	発症後3日目に解熱した場	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後	解熱後	登校可能		
例 1						1日目	2日目			
	合	出席停止 ————————————————————————————————————								
例 2	発症後4日目 に解熱した場 合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後	解熱後	登校可能	
							1日目	2日目		
		出席停止						—		

解熱:解熱剤を飲まなくても自然に平熱に戻った状態

注 1)どんなに早く熱が下がったとしても、発症した後5日は出席停止となります。

注2)登校時に診断書や陰性証明を提出する必要はありません。